

【記入要領等】

- 1 揚水設備には、現在の届出内容と昨年度の調査の際に記入いただいたデータを印刷しております。変更などがあつた際には二重線で訂正し、現在の状況を記入のうえ、御報告ください。
- 2 この調査は、下水道料金の算定のための報告とは異なるものです。市上下水道部への報告のため2ヶ月毎にしか計測していない場合、(半分ずつ計上するなど)各月に按分して御記入ください。
- 3 以下に該当する場合は、届出が必要になります。
 - ① 採取者の氏名、名称、住所、代表者等に変更があつた場合
 - ② 採取設備の変更や使用用途の変更など、届出内容に変更がある場合
 - ・生活用、かんがい用、事業用で区分した場合の他の区分への変更。
 - ・採取期間の延長又は平均1日採取量の増大をとまなう変更。
 - ③ 採取設備を廃止(埋め戻して使用できなくする等)したとき
 - ・ 設備を残したまま採取のみをやめた場合は「休止」扱いとなり、届出は必要ありません。
 - ④ 地下水採取設備の譲渡、借り受け、相続等により地下水採取者の地位を承継したとき。
- 4 1時間あたりの揚水量が不明、または計測できない場合、下表を御参照ください。

断面積 (c m ²)	口径 (mm)	1時間当たりの揚水量 (m ³ /h)
10	32	6
13.6	40	9
22	50	12
36.2	65	21
51.1	80	33
87	100	57